

振込規定

第1条（適用範囲）

ローソン銀行（以下「当行」という。）の現金自動入出金機（以下「ATM」という。）およびローソン銀行ダイレクトおよびローソン銀行ビジネス Web および振込依頼書を利用しての当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込み（以下「振込み」という。）については、この規定により取り扱います。

第2条（振込みの依頼）

1. 振込依頼書による振込みの依頼は、次により取り扱います。
 - (1) 振込みの依頼は当行所定の時間内にお客さまサポートセンター（事務センター）にて受け付けます。
 - (2) 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込限度額については、お客さまが当行所定の金額の範囲内で個別に振込限度額を登録された場合は、登録金額の範囲内とします。また、当行は1日あたりの振込限度額をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。
 - (3) 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関、店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所、電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
 - (4) 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
2. ATM、ローソン銀行ダイレクトおよびローソン銀行ビジネス Web による振込みの依頼は、次により取り扱います。
 - (1) 振込みの依頼は当行所定の時間内に受け付けます。
 - (2) 1回および1日あたりの振込限度額については、前項第2号と同じ限度額とします。
 - (3) ATMによる振込みの場合、ATMの画面表示等の操作手順その他当行所定の方法に従って、振込先の金融機関、店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名その他所定の事項を正確に入力または確認してください。
 - (4) ローソン銀行ダイレクトまたはローソン銀行ビジネス Web による振込みの場合、ローソン銀行ダイレクトまたはローソン銀行ビジネス Web の画面表示等の操作手順その他当行所定の方法に従って、振込先の金融機関、店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名その他所定の事項を正確に入力または確認してください。
 - (5) 振込依頼人は、振込元口座（以下「引出口座」という。）の名義人とし、その依頼人名で発信します。ただし、別途依頼人名を入力した場合には、その依頼人名で発信します。

- (6) 当行はATM、ローソン銀行ダイレクトおよびローソン銀行ビジネス Web により入力された事項を依頼内容とします。
3. 第1項および前項に定める依頼内容については、振込依頼書記載の不備またはATM、ローソン銀行ダイレクトおよびローソン銀行ビジネス Web への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 4. 振込みの依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」という。）を支払ってください。

第3条（振込契約の成立）

1. 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込みの依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。
2. ATM、ローソン銀行ダイレクトおよびローソン銀行ビジネス Web による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込みの依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
3. 振込資金等は、振込指定日にお客さまの普通預金から振り替えることにより受領するものとします。ローソン銀行ダイレクトまたはローソン銀行ビジネス Web による当行以外の金融機関の預金口座へのお振込みで、依頼日の翌日以降を振込指定日とする振込みの依頼の場合であって、振込指定日の当行振込実行時点で引落金額が出金可能金額を超えた場合、または、1日あたりの振込限度額を超えた等の理由により振込契約が成立しない場合は、当該振込みのご依頼は取消しされるものとします。これによって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
4. 前項にかかわらず、次の場合、振込契約は成立しないものとします。
 - (1) 振込資金等が、引出口座より引出しのできる金額を超える場合
 - (2) お客さまから引出口座への支払停止の届け出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合
5. 振込依頼書またはATMでの振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受付書、ご利用明細等（以下「振込金受付書等」という）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受付書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。
6. ローソン銀行ダイレクトまたはローソン銀行ビジネス Web での振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容をローソン銀行ダイレクトまたはローソン銀行ビジネス Web に取引状況照会および入出金明細照会等（以下「照画面面等」という）を表示しますので、依頼内容を確認してください。

第4条（振込通知の発信）

1. 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あて

に振込通知を発信します。

2. ATM および振込依頼書による振込みの依頼を、当行所定の時間外および銀行法に定める銀行の休日に受け付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日（銀行営業日は「ローソン銀行取引規定」に定める営業日。以下同じ。）に発信します。
3. ローソン銀行ダイレクトまたはローソン銀行ビジネス Web による振込みの依頼を、当行所定の時間外および銀行法に定める銀行の休日に受け付けた場合には、第 1 項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日を振込日として振込予約の依頼として取り扱いし発信します。ただし、依頼日当日を振込指定日として受け付けた場合で、当行にある受取人の預金口座宛てへの振込みは、当行所定の時間外および銀行法に定める銀行の休日にかかわらず依頼日当日の取扱いとして、第 1 項により振込通知を発信します。また、振込指定日を依頼日の翌営業日以降に指定された場合には、振込指定日を振込日とした振込予約の依頼として取り扱いし、第 1 項により振込予定日に発信します。

第 5 条（取引内容の照会等）

1. 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、速やかに当行に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会する等の調査をし、その結果を報告します。
2. 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。
この場合には、速やかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 入金口座なし等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、お客さまに照会等を行うことなく、引出口座へ振込資金を入金するとともに、振込手数料は返却しません。振込みの結果については、お客さまご自身で確認をしてください。

第 6 条（依頼内容の変更）

1. 振込契約の成立後に依頼内容を変更することはできません。ただし、当行が必要と認める場合には、次の訂正の手続きにより取り扱います。また、必要に応じて、第 7 条第 1 項に規定する組戻しの手続きにより取り扱います。
 - (1) 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に署名または記名押印のうえ、振込金受付書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
2. 提出された振込金受付書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたいうえ、前項の訂正の取扱いをし、振込資金等を返却したときは、これによって生じた損

害については、当行は責任を負いません。

3. 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
4. ローソン銀行ダイレクトまたはローソン銀行ビジネス Web による振込依頼のうち、振込予定日が翌営業日以降となるものについては、振込予定日当日の午前7時まで取消依頼ができます。この場合、前3項は適用されませんので、当行所定の手続きに従って振込依頼を取消しのうえ、新たに振込手続きを行ってください。

第7条（組戻し）

1. 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に署名または記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
2. 当行は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
3. 組戻しされた振込資金は、引出口座に入金します。
4. 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第6条第2項の規定を準用します。
5. 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第8条（通知・照会の連絡先）

1. この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込みの依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振り替えた預金口座について届け出のあった住所、電話番号、Eメールアドレスを連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条（手数料）

1. 振込みの受付けにあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
2. 依頼内容の変更または組戻しの受付けにあたっては、当行所定の振込訂正手数料または振込組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。また、依頼内容の変更または組戻しができなかったときも、振込訂正手数料または振込組戻手数料は返却しません。
3. 組戻しまたは取消しをされた振込資金を返却せず改めてその資金による振込みの受付けをするときは、振込組戻手数料とあわせて当行所定の振込手数料をいただきます。
4. この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

第10条（災害等による免責）

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当行以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があったとき

第11条（譲渡・質入れの禁止）

振込金受取書等およびこの取引きにもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはありません。

第12条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第13条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)